

『生活保護手帳 2018 年度版』

－ 追 補 －

- ◆ 2019 年 3 月 29 日に「生活保護法による保護の基準の一部を改正する件」（平成 31 年厚生労働省告示第 145 号）が公布され、「生活保護法による保護の基準」の一部改正が行われました（一部を除いて 2019 年 4 月から適用）。

また、あわせて下記の通知等が発出され、事務次官通知、局長通知、課長通知等の一部改正が行われました（一部を除いて 2019 年 4 月から適用）。

- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について
（平成 31 年 3 月 29 日厚生労働省発社援 0329 第 6 号）
- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について
（平成 31 年 3 月 29 日社援発 0329 第 36 号）
- 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について
（平成 31 年 3 月 29 日社援保発 0329 第 7 号）
- 「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の一部改正について
（平成 31 年 3 月 29 日社援保発 0329 第 8 号）

- ◆ 上記の改正を踏まえ、別添のとおり追補を作成しました。『生活保護手帳 2019 年度版』刊行までの補訂資料として、本書とあわせてご活用ください。

なお、2019 年度版の刊行時期は、本年 10 月に予定されている生活扶助基準の見直し等も踏まえ、本年 10 月頃を予定しています。

* 別添において、改正該当箇所を示す際に、適宜次の略称を用いた。

告	示	=	生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)
事務次官	通知	=	生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号)
局長	通知	=	生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号)
課長	通知	=	生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号)
医療扶助(疑義)		=	生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について(昭和48年5月1日社保発第87号)

【別添】 『生活保護手帳 2018年度版』 追補

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																								
151 頁, 159 頁, 167 頁, 175 頁, 183 頁, 191 頁	表「障害者加算」 の項中	<table border="1"> <tr> <td>告 別表第 1 第 2 章の 2 の(3)</td> <td>告 別表第 1 第 2 章の 2 の(4)</td> <td colspan="2">告 別表第 1 第 2 章の 2 の(5)</td> </tr> <tr> <td><u>14,650 円</u></td> <td><u>12,290 円</u></td> <td>一般基準</td> <td>特別基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>70,190 円以内</td> <td>105,290 円以内</td> </tr> </table>	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(3)	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(4)	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(5)		<u>14,650 円</u>	<u>12,290 円</u>	一般基準	特別基準			70,190 円以内	105,290 円以内	<table border="1"> <tr> <td>告 別表第 1 第 2 章の 2 の(3)</td> <td>告 別表第 1 第 2 章の 2 の(4)</td> <td colspan="2">告 別表第 1 第 2 章の 2 の(5)</td> </tr> <tr> <td><u>2019 年 6 月まで</u> <u>14,650 円</u></td> <td><u>2019 年 6 月まで</u> <u>12,290 円</u></td> <td>一般基準</td> <td>特別基準</td> </tr> <tr> <td><u>2019 年 7 月から</u> <u>14,790 円</u></td> <td><u>2019 年 7 月から</u> <u>12,410 円</u></td> <td>70,300 円以内</td> <td>105,460 円以内</td> </tr> </table>	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(3)	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(4)	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(5)		<u>2019 年 6 月まで</u> <u>14,650 円</u>	<u>2019 年 6 月まで</u> <u>12,290 円</u>	一般基準	特別基準	<u>2019 年 7 月から</u> <u>14,790 円</u>	<u>2019 年 7 月から</u> <u>12,410 円</u>	70,300 円以内	105,460 円以内	2019 年 4 月 1 日から適用 (期日の記載があるものを除く。)
	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(3)	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(4)	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(5)																									
<u>14,650 円</u>	<u>12,290 円</u>	一般基準	特別基準																									
		70,190 円以内	105,290 円以内																									
告 別表第 1 第 2 章の 2 の(3)	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(4)	告 別表第 1 第 2 章の 2 の(5)																										
<u>2019 年 6 月まで</u> <u>14,650 円</u>	<u>2019 年 6 月まで</u> <u>12,290 円</u>	一般基準	特別基準																									
<u>2019 年 7 月から</u> <u>14,790 円</u>	<u>2019 年 7 月から</u> <u>12,410 円</u>	70,300 円以内	105,460 円以内																									
	表「放射線障害者加算」の項中	<table border="1"> <tr> <td>告 別表第 1 第 2 章の 5 の(1)</td> <td>告 別表第 1 第 2 章の 5 の(2)</td> </tr> <tr> <td><u>43,120 円</u></td> <td><u>21,560 円</u></td> </tr> </table>	告 別表第 1 第 2 章の 5 の(1)	告 別表第 1 第 2 章の 5 の(2)	<u>43,120 円</u>	<u>21,560 円</u>	<table border="1"> <tr> <td>告 別表第 1 第 2 章の 5 の(1)</td> <td>告 別表第 1 第 2 章の 5 の(2)</td> </tr> <tr> <td><u>43,460 円</u></td> <td><u>21,730 円</u></td> </tr> </table>	告 別表第 1 第 2 章の 5 の(1)	告 別表第 1 第 2 章の 5 の(2)	<u>43,460 円</u>	<u>21,730 円</u>	2019 年 4 月 1 日から適用																
告 別表第 1 第 2 章の 5 の(1)	告 別表第 1 第 2 章の 5 の(2)																											
<u>43,120 円</u>	<u>21,560 円</u>																											
告 別表第 1 第 2 章の 5 の(1)	告 別表第 1 第 2 章の 5 の(2)																											
<u>43,460 円</u>	<u>21,730 円</u>																											
222 頁	課長通知 問 (第 1 の 6)	<p>[就学資金に係る貸与金]</p> <p>問 (第 1 の 6) 局長通知第 1 の 5 の(2)のイに該当するものは、どのようなものか。</p> <p>答 例えば、財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の教育支援資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子福祉資金又は寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等である。</p>	<p>[就学資金に係る貸与金]</p> <p>問 (第 1 の 6) 局長通知第 1 の 5 の(2)のイに該当するものは、どのようなものか。</p> <p>答 例えば、<u>公益</u>財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の教育支援資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子福祉資金、<u>父子福祉資金</u>又は寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等である。</p>	2019 年 4 月 1 日から適用																								

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
226 頁	課長通知 問（第2の7）	<p>[軽費老人ホーム入所の場合の居住地]</p> <p>問（第2の7）被保護者が軽費老人ホームに入所した場合、軽費老人ホーム所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、軽費老人ホーム所在地を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。</p> <p>答(1) 軽費老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を<u>行うものに入居する者</u>については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。</p> <p>(2) <u>(1)以外の軽費老人ホームに入居する者については、当該軽費老人ホーム所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。</u></p> <p>(3) <u>(1)と同様の取扱うものとしては、平成18年3月31日以前から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居があり、(2)と同様の取扱うものとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。</u></p>	<p>[軽費老人ホーム等入所の場合の居住地]</p> <p>問（第2の7）被保護者が軽費老人ホーム<u>又は有料老人ホーム</u>に入所した場合、軽費老人ホーム<u>又は有料老人ホーム</u>所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、軽費老人ホーム<u>又は有料老人ホーム</u>所在地を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。</p> <p>答(1) 軽費老人ホーム<u>又は有料老人ホームに入居する被保護者</u>のうち、<u>これらの施設において</u>特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を<u>受ける者</u>については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。</p> <p>(2) 軽費老人ホーム<u>又は有料老人ホーム</u>に入居する者<u>のうち、これらの施設において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者については、居住地特例の適用はなく、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。</u></p> <p>(3) <u>軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居している者から保護の申請があった場合は、その者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けるか否かにかかわらず、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。</u></p> <p>(4) (2)と同様に、身体障害者福祉ホーム、精神障害者ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等<u>に入居する者については、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。</u></p> <p><u>一方で、平成18年4月1日以後に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居した被保護者の保護の実施責任は、入居前に保護を受けていたかどうかにかかわらず、入居前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うものであることに留意されたい。</u></p>	2019年4月1日から適用

261～262 頁	局長通知 第6	次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。 1～8 略 9 農業災害補償法 10～39 (略)	次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。 1～8 略 9 農業保険法 10～39 (略)	2019年4 月1日か ら適用
285頁	告示別表第1 第2章-2の(3)	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に14,650円を算定するものとする。	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に14,650円 [14,790円-2019年7月1日から適用] を算定するものとする。	2019年7 月1日か ら適用
285頁	告示別表第1 第2章-2の(4)	(4) (2)のAに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,290円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。	(4) (2)のAに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,290円 [12,410円-2019年7月1日から適用] を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。	2019年7 月1日か ら適用
285頁	告示別表第1 第2章-2の(5)	(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に 70,190円 の範囲内において必要な額を算定するものとする。	(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に 70,300円 の範囲内において必要な額を算定するものとする。	2019年4 月1日か ら適用
291頁	局長通知 第7-2-(2)の エの(オ)	(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、 105,290円 の範囲内において当該年度の特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、 105,460円 の範囲内において当該年度の特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	2019年4 月1日か ら適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
294～295 頁	告示別表第1 第2章-5	放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額 43,120 円 、(2)に該当する者にあつては月額 21,560 円 とする。 (1)・(2) (略)	放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額 43,460 円 、(2)に該当する者にあつては月額 21,730 円 とする。 (1)・(2) (略)	2019年4 月1日か ら適用
303 頁	課長通知 問 (第7の3)	〔児童扶養手当と母子加算の適用〕 問 (第7の3) 父が障害の状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合は、すべて母子加算の適用があると考えてよいか。 答 児童扶養手当法第4条第1項にいう別表に定める程度の障害の状態にある者は、局長通知第7の2の(2)の (7) にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者、精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取り扱って差しつかえない。	〔児童扶養手当と母子加算の適用〕 問 (第7の3) 父が障害の状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合は、すべて母子加算の適用があると考えてよいか。 答 児童扶養手当法第4条第1項にいう別表に定める程度の障害の状態にある者は、局長通知第7の2の(2)の (4) にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者、精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取り扱って差しつかえない。	2019年4 月1日か ら適用
338 頁	課長通知 問 (第7の51) の次に追加	(新規)	〔新生児聴覚検査料の認定〕 問 (第7の103) 新生児聴覚検査料は、出産扶助の支給対象として取り扱ってよいか。 答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。	2019年4 月1日か ら適用
340 頁	告示別表第7の 2	2 技能修得費（高等学校等就学費を除く。以下同じ。）は、技能修得（高等学校等への就学を除く。以下同じ。）の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき 78,000 円以内 の額を2年を限度として算定する。	2 技能修得費（高等学校等就学費を除く。以下同じ。）は、技能修得（高等学校等への就学を除く。以下同じ。）の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき 技能修得費の範囲内 の額を2年を限度として算定する。	2019年4 月1日か ら適用
342 頁	局長通知第7の 8の(2)のアの (オ)	(オ) (略) a 雇用対策法等 に基づき支給される技能習得手当又は求職者支援制度に基づき支給される通所手当 b (略)	(オ) (略) a 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等 に基づき支給される技能習得手当又は求職者支援制度に基づき支給される通所手当 b (略)	2019年4 月1日か ら適用

362 頁	課長通知 問（第 8 の 3）	〔 <u>農業災害補償法</u> の共済金に対する必要経費の控除〕 問（第 8 の 3） <u>農業災害補償法</u> による共済金については、一般の農業収入と同様に必要経費を控除できないか。 答 同法による共済金のうち、農作物、蚕繭及び農作物にかかるものは、当該共済目的から得られた農業収入とみなし、認定額の月割及び必要経費の認定を行って差しつかえない。	〔 <u>農業保険法</u> の共済金に対する必要経費の控除〕 問（第 8 の 3） <u>農業保険法</u> による共済金については、一般の農業収入と同様に必要経費を控除できないか。 答 同法による共済金のうち、農作物、蚕繭及び農作物にかかるものは、当該共済目的から得られた農業収入とみなし、認定額の月割及び必要経費の認定を行って差しつかえない。	2019 年 4 月 1 日から適用
366 頁	局長通知 第 8 - 1 の(4)の ア	ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、 <u>6 箇月</u> 以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。	ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、 <u>1 年</u> 以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。 <u>なお、当該給付について 1 年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を 12 で除した額（1 円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。</u>	2019 年 4 月 1 日から適用
370～371 頁	課長通知 問（第 8 の 58 - 2）	〔「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱い〕 問（第 8 の 58 - 2） （略） 答 （略） 1 （略） 2 （略） (1)～(4) （略） 3 （略）	〔「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱い〕 問（第 8 の 58 - 2） （略） 答 （略） 1 （略） 2 （略） (1)～(4) （略） <u>(5) 就職活動に必要な費用</u> 3 （略）	2019 年 4 月 1 日から適用
372 頁	事務次官通知 第 8 - 3 の(3)の ソ	ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち <u>36,730 円</u> 並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料	ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち <u>37,100 円</u> 並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料	2019 年 4 月 1 日から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
372 頁	事務次官通知 第 8 - 3 の(3)の チ	<p>チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額</p> <p>(ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）</p> <p>障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第 10 条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は 1 級に該当する者に支給される場合 34,430 円</p> <p>障害の程度が公害障害等級表の 2 級に該当する者に支給される場合 17,210 円</p> <p>障害の程度が公害障害等級表の 3 級に該当する者に支給される場合 10,340 円</p> <p>(イ) 遺族補償費 34,430 円</p>	<p>チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額</p> <p>(ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）</p> <p>障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第 10 条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は 1 級に該当する者に支給される場合 34,430 円 <u>[34,780 円 - 2019 年 6 月 1 日から適用]</u></p> <p>障害の程度が公害障害等級表の 2 級に該当する者に支給される場合 17,210 円 <u>[17,390 円 - 2019 年 6 月 1 日から適用]</u></p> <p>障害の程度が公害障害等級表の 3 級に該当する者に支給される場合 10,340 円 <u>[10,450 円 - 2019 年 6 月 1 日から適用]</u></p> <p>(イ) 遺族補償費 34,430 円 <u>[34,780 円 - 2019 年 6 月 1 日から適用]</u></p>	2019 年 6 月 1 日から適用
373 頁	局長通知 第 8 の 2 の(3)の イ	<p>イ 次のいずれかに該当する就学資金</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p>	<p>イ 次のいずれかに該当する就学資金</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 大学等への就学のため、第 1 の 5 による世帯分離又は、大学等への就学にあたり居住を別にすることが見込まれる世帯について、大学等への就学後に要する費用にあてるための貸付資金</u></p>	2019 年 4 月 1 日から適用

<p>377 頁～ 379 頁</p>	<p>課長通知 問（第 8 の 40）</p>	<p>〔自立更生のための用途に供される額の認定基準〕 問（第 8 の 40）（略） 答（略） (1)（略） (2)（略） ア～エ（略） オ 当該経費が就学等にあてられる場合は、次に掲げる額 (ア)～(ウ)（略） カ～コ（略） サ 当該経費が次官通知第 8 の 3 の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第 8 の 58 の 2 の 2 の(1)から(4)のいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額 シ（略）</p>	<p>〔自立更生のための用途に供される額の認定基準〕 問（第 8 の 40）（略） 答（略） (1)（略） (2)（略） ア～エ（略） オ 当該経費が就学等にあてられる場合は、次に掲げる額 (ア)～(ウ)（略） <u>(エ) 当該経費が大学等への就学後に要する費用にあてられる場合は、授業料や生活費その他就学のために必要と認められる最小限度の額（当該取扱いは、大学等への就学後に要する費用にあてることを目的とした貸付金や恵与金を当該大学等に就学する者が高等学校等在学中に受ける場合に限る。）</u> カ～コ（略） サ 当該経費が次官通知第 8 の 3 の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第 8 の 58 の 2 の 2 の(1)から(5)までのいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額 シ（略）</p>	<p>2019 年 4 月 1 日か ら適用</p>
<p>386 頁</p>	<p>課長通知 問（第 8 の 50）</p>	<p>〔技能習得手当受給者の勤労控除〕 問（第 8 の 50） <u>雇用対策法等</u>に基づく技能習得手当を受給しながら技能習得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し勤労収入に準じて基礎控除を適用してよろしいか。 答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。</p>	<p>〔技能習得手当受給者の勤労控除〕 問（第 8 の 50） <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等</u>に基づく技能習得手当を受給しながら技能習得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し勤労収入に準じて基礎控除を適用してよろしいか。 答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。</p>	<p>2019 年 4 月 1 日か ら適用</p>

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
391 頁	局長通知 第8の4の(4)	(4) <u>住宅金融公庫法</u> による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。	(4) <u>独立行政法人住宅金融支援機構法</u> による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。	2019年4月1日から適用
415 頁	課長通知 問（第10の12-3）	〔保護受給中の者から提出された「辞退届」の取扱い〕 問（第10の12-3）保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面（以下「辞退届」という。）が提出された場合には、これに基づき保護を廃止しても差し支えないか。 答 被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。 ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。 また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。 さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても助言指導すること。	〔保護受給中の者から提出された「辞退届」の取扱い〕 問（第10の12-3）保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面（以下「辞退届」という。）が提出された場合には、これに基づき保護を廃止しても差し支えないか。 答 被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。 ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。 また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。 さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても助言指導する <u>とともに、必要に応じて自立相談支援機関につなぐ</u> こと。	2019年4月1日から適用

415～416 頁	課長通知 問（第10の19）	〔被保護者が海外に渡航した場合の取扱い〕 問（第10の19） 被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。 答（略） 1～3（略）	〔被保護者が海外に渡航した場合の取扱い〕 問（第10の19） 被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。 答（略） 1～3（略） <u>4 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の海外留学であって世帯の自立助長に効果的であると認められる場合</u>	2019年4 月1日か ら適用
486 頁	医療扶助(疑義) 問（36）の次に 追加	(新規)	<u>〔いわゆる「準先発品」の取扱い〕</u> <u>問（37） 医薬品の承認に係るルールが整備される以前に製造されたため先発医薬品に分類されないが、価格差のある後発医薬品は存在するいわゆる「準先発品」について、対応する後発医薬品を生活保護法第34条3項に定める後発医薬品として取り扱うべきか。</u> <u>答 「準先発品」については、後発医薬品の使用促進を目的とする一般名処方加算の対象となるものであり、こうした医療保険制度との整合性の観点から、これに対応する後発医薬品は生活保護法制度上の後発医薬品として取り扱うものとする。</u>	2019年4 月1日か ら適用